# 省　令

## ○厚生労働省令第百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

**第一条**　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（裏面）の備考1及び様式第五号（裏面）の備考1中「B列5番」を「A列4番」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

**第二条**　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第八号（裏面）の備考1及び様式第九号（裏面）の備考1中「B列5番」を「A列4番」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

## ○農林水産省令第五十六号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月四日

農林水産大臣　西川　公也

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「相当下欄」を「同表の下欄」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その酪農事業施設を酪農事業施設以外の集乳施設又は乳業施設にする変更その他その区域における集乳及び乳業の合理化その他酪農の振興を図る上で支障を生ずるおそれがないものとして都道府県知事が定める変更を除く。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。